

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年4月22日（水）18時35分～

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）本日、森田千葉県知事及び小池東京都知事が来訪され、意見交換を行った。両知事からは、まず特措法24条9項に基づく休業要請を行っておられるところだが、それに従わないパチンコ店等について、次のステップであるより強い措置である特措法45条に基づく休業要請、公表等を行うことを検討したいとお話があった。私からは、現在、この特措法45条に基づく休業要請等を行う場合の考え方について検討を進めているところである。この検討結果、整理の結果を踏まえまして、明日にでも各地方公共団体にガイドライン等をお示ししたいと考えているところである。その旨を御説明させていただいた。また、小池知事からは軽症者に対して、自宅療養よりも、医療関係者が常駐し適切な医療サービスが受けられる宿泊療養を、いわゆるホテルでの療養を、推進すべきであるというお話があった。これに対して私からは、宿泊療養について、看護師等の医療関係者が常駐するという事なので、まさに適切な医療サービスが受けられる、他者への感染のおそれもないと、家族への感染のリスクもないということである。また、宿泊・食事等の生じる費用については公費負担となるので、そういったメリットもあるということから、私の立場でも、これを推進すべきとの認識をお話しした上で、加藤厚労大臣ともよく連携をさせていただきながら、宿泊療養の推進に向けて何をすべきか早急に考えたいというお話をさせていただいた。今度とも、各都道府県と密接に連携しながら、新型コロナウイルス感染症への対応を全力で取り組んでいきたいと考えている。

（問） 明日にでもガイドラインを示すとのことだが、これまでは私権制限という点を非常に考慮してこられてきた。明日示されるガイドラインの考え方については、もう少し強力なものを進めるということに比重を移されるということか。

（大臣） いえ、むしろ十分な説明を行うであるとか、行政の必要な手続きについてしっかりお示ししたいと考えている。

（問） どういうものが対象となって、どういうものが対象とならないという、個別のものを示すということではないのか。

（大臣） 対象については既にこれまで整理してきており、都道府県知事が適切に判断されるよう、専門家の意見を聞きながら、私はその判断をサポート、調整し

ていく立場である。むしろ行政の手続きについて、いわば丁寧に行うことをしっかりお示ししたいと思っている。

(問) つまり、むしろこういう段階まで手続きを踏んだら、45条に踏み込んで構わないというようなガイドラインになるということか。

(大臣) 既に基本的対処方針において、45条の適用もありうるということは、専門家の意見も伺いながら、方針は示させていただいている。実際にその措置をとる場合の行政的な手続きについてしっかりとお示しをしたいと思っている。

(問) ガイドラインの骨子如何。

(大臣) 今申し上げたとおり、例えば必要性についてしっかりと、当該措置が必要であることを理解してもらうこととか、そういったことを、行政上の手続きを、しっかりとお示ししたいというふうに思っている。いずれにせよ明日お示しするので。

(問) ガイドラインを示すことによって、自治体の45条の措置が一步進むという理解でよろしいか。

(大臣) 都道府県知事それぞれの御判断があると思う。それぞれの休業要請を行っておられる中で、それに従って頂けない事業者がおられて、その規模であったり、影響であったり、人の移動がそれによってどう変わっているとか、そういうことを総合的に判断されて、措置を取られることになると思うが、措置を取られる際の必要な手続きについては、しっかりとお示しをしたい。これは私の立場で、まさに必要最小限の措置、私権の制約を伴うものであることから、法律上の制約もある。しっかりと手順を踏んで頂く必要があると思うので、そういったことを丁寧に対応していただくことをお示ししたい。ただ、この感染拡大を防止していくために必要な措置、これを取ることにについては、基本的対処方針でもお示ししており、専門家もこういった方向性についてはそういったご意見を示して頂いている。そういう意味で、措置をとるにあたっての手続きをお示しするということである。

(問) ガイドラインで行政側の手続きを説明されるとのことだが、このタイミングで明日発表されるということはゴールデンウィークのことを念頭に置かれてのことだと思うが、それは45条を使えという意向ではないのか。

(大臣) 知事の方々の中にはゴールデンウィークとの関係を意識している方もおられるかもしれない。これは、ある県では閉まっているも、隣の県、県境をまたいですぐのところ施設が開いていれば、県境をまたいで移動となつて、また

集客になっていると指摘されているとの報告も受けている。それぞれの県の判断、知事の判断があると思うが、既に休業要請をしている中でなかなか応じて頂けない、それによって人の動きが生じている、人の集中が生じているということからの判断、基本的にはそういうところからの判断だと思う。ゴールデンウィークはゴールデンウィークで、人の移動を極力抑制するというので、今日も総理からも呼びかけていただいた。改めて国民の皆様には、県をまたいで、あるいはそうでなくて県内であっても、是非、できるだけ家にいていただく、人の接触8割削減ということ、大変ご不便をおかけするが、5月6日までお願いをしたいと思う。

(問) 先ほどパチンコを例示されたが、パチンコ以外に人が集まって3密が生じているところがあれば例示頂きたい。また、明日のガイドラインはどのような機会で開催されるのか。

(大臣) 施設については、他にもいくつかご相談を頂いているが、詳しい状況は聞いていないので、多くの知事、私のところに相談があった、あるいは事務的にも相談があった多くの知事は、パチンコ店についての相談である。通知は都道府県に通知という形で発出しようと思うので、発出され次第、公表をしたい。

(問) 本日の対策本部等でも、総理も西村大臣も8割削減を強調されていて、極力7割という言葉が今までと比べて出てこなかったが、その意図如何。

(大臣) 今日の専門家会議のご報告でも、65%削減のケースで75日以上かかる、70日以上かかるという図が示されていると思う。当初、国民の皆さんに願うに当たって、ある日突然8割削減するというのは難しいということもあった。会社通勤をやめてテレワークにするにしても、いったんは会社に何か物を取りに行かなければいけない。あるいは当面の予定で、どうしても避けられない予定もあることから、最低7割ということをお願いしてきた。専門家の皆様のこうした分析が進む中で、やはり8割削減しないと短期の収束には繋がってこない、道筋は見えてこない、極力8割をお願いしたいと思っている。ただ、どうしても活動しなければいけないこともあるので、言い方を、最低7割、極力8割という言い方を変えているわけではないが、気持ちとしては、極力8割の削減をお願いしたい。

(問) 小池知事から軽症者の宿泊療養に係る要請があり、大臣も推進すべきとお考えとのことだが、自宅療養から宿泊療養にシフトしていくべきというお考えはあるか。加藤大臣と連携していかれるとのことだが、協力する宿泊施設を今後増やしていく方向か。

（大臣）1点目は、本人や家庭の事情もあるかと思う。障害をお持ちの方であったり、介護の必要な方であったり、様々な事情があるので、全ての方に宿泊施設というわけにはいかないと思う。様々な事情を配慮しながらということだと思いが、こうした点も含めて、加藤厚労大臣と連携して対応していきたいと考えている。全国の宿泊施設は既に22万室以上確保しており、一つひとつ手続きを各県、それぞれの県において、我々もサポートしながら、医師会や看護師会の協力であったり、あるいはそもそもの契約条件もあるので、こういったことの調整を進めているので、もう既に9千室を超える部屋を使えるよう、受け入れ可能になっているので、これはずっと日々増やしていくので、調整をずっと進めているので、そういう意味で、引き続き我々としてサポートしながら、各県で無症状の方、軽症者の方は宿泊施設で療養できるようにバックアップは全力でやっていきたい。